

自転車は正しい場所に駐輪しましょう

放置自転車の即時撤去を実施しています



市ホームページ

駐輪場などの指定された場所以外は、わずかな時間であっても自転車を放置してはいけません。放置禁止区域にある直ちに移動できない自転車は、即時撤去し自転車保管所に移送します。詳細は市ホームページをご覧ください。

Q 撤去された自転車はどこで保管されるの？


A 撤去した駅ごとに自転車保管所で2カ月間保管しています。

放置自転車の撤去 Q&A

Q 放置禁止区域内の邪魔にならない場所に短時間置いても撤去されるの？

A 短時間の放置でも撤去対象となります。

「ちょっとだけ…」と1台置かれると、放置自転車が次々と増えてしまいます。放置された時間の長さは関係ありません。身体の不自由な人、高齢者、乳幼児を連れている人などには通行の妨げとなります。特に目の不自由な人にとっては、点字ブロックの周辺ではなくても、放置自転車は危険な障害物です。皆さんが安全に通行できるようにするため、撤去します。

Q どうやって撤去するの？ 

A 放置自転車に「放置自転車移送通告書」を貼り付けてから撤去します。

私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません。管理者などの責任で対応していただく必要があります。

Q 即時撤去の対象となるエリアはどこ？

A 市内全ての駅周辺道路などが放置禁止区域です。

赤色・オレンジ色の看板や黒色の三角コーンなどの設置や、自転車駐車場誘導員を配置しています。放置禁止区域の詳細は2・3ページのマップをご覧ください。

Q チェーン錠でガードレールなどにくくり付けてある場合も撤去されるの？

A チェーン錠を切断して撤去します。

弁償は一切いたしません。

自転車保管所一覧

保管所名	保管所の住所・電話番号(※)	管轄する放置禁止区域	
		令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降(予定)
馬橋東	中根39の1 ☎047-366-0883	松戸駅・北松戸駅・矢切駅・秋山駅	松戸駅・北松戸駅・馬橋駅・新松戸駅・北小金駅・小金城趾駅・矢切駅・秋山駅
旭町	旭町1の105の1 ☎047-349-4664	馬橋駅・新松戸駅・北小金駅・小金城趾駅	令和6年3月31日に閉鎖
河原塚	河原塚294 ☎047-392-7074	上本郷駅・松戸新田駅・みのり台駅・八柱駅・常盤平駅・東松戸駅・松飛台駅	上本郷駅・松戸新田駅・みのり台駅・八柱駅・常盤平駅・東松戸駅・松飛台駅
六高台	六高台8の11 ☎047-389-6020	五香駅・元山駅・六実駅、放置禁止区域外	五香駅・元山駅・六実駅、放置禁止区域外

※返還日時以外は、係員が不在のため電話は繋がりません。

返還案内

保管している自転車は、週6回の返還日に保管所で返還します。

返還日時	月～木曜…16時30分～19時30分 土・日曜…10時30分～13時30分	※祝日・振替休日・年末年始を除く
持参するもの	●自転車の鍵 ●住所・氏名が確認できるもの ●移送保管料(自転車3,000円)	
保管期間	移送日から2カ月	

放置自転車の撤去や移送、保管には、多額の費用が必要となりますが、全額を市民の皆さんの大切な税金で賄うことはできないため、返還時に移送保管料の一部を負担してもらいます。(令和4年度実績:費用約1億1,556万円、移送保管料・売却額合計約537万円)

Q 撤去されたかどうかを確認する方法はあるの？

A 各自自転車保管所にお問い合わせください。

撤去した翌日以降に市ホームページで撤去自転車の情報を公開しています。



市ホームページ

Q 自宅前の公道上に長期間自転車が放置されている場合はどうすればいい？

A 盗難された可能性があるため、最寄りの交番または警察署に通報してください。

松戸警察署 ☎047-369-0110 松戸東警察署 ☎047-349-0110

盗難届が出ている場合は警察が対応します。盗難届が出ていない場合は、市が警察からの通報を受けてから警告札を貼り付け、14日間経過後も放置されている場合は撤去します。

松戸市駐輪場 & 自転車放置禁止区域マップ

- 駐輪場 ■ 自転車の放置禁止区域
- ★ 指定駐輪場 (定期使用券売機設置)
- 原付・普通自動二輪車の受け入れが可能な駐輪場
- ◎ 定期専用駐輪場 ○ 一時専用駐輪場
- 無料駐輪場 ○ 民間駐輪場

※1 馬橋駅西口駐輪場は3月31日(日)に閉鎖します。
 ※2 馬橋駅西口高架上駐輪場は2月29日(木)に閉鎖、4月1日(月)以降、有料駐輪場となります。
 ※3 新松戸駅西口第1駐輪場は3月20日(祝)以降、普通自動二輪車(総排気量125CC以下)が駐輪可能となります。
 ※新たに民間が開設または閉鎖されている場合があります。
 ※自身で現地状況をご確認ください。

駐輪場整備の補助金制度について
 市では放置自転車を防止するため、駅周辺の駐輪場用地の確保を推進しています。駐輪場が不足している駅周辺に民間駐輪場を設置する者に対して、整備費の一部を補助します(最大1,000万円)。詳細は交通政策課 ☎047-366-7439までお問い合わせください。



2024
(令和6)
年度

有料駐輪場の定期利用者を募集します

申し込み期限 2月9日(金)



市ホームページ

現在定期利用している人・待機している人も、3月末日で利用・待機期間が満了となるため、新たに申請が必要です。

対象者 1人1駅につき1申請できます

- 防犯登録を受けた自転車を所有している
- 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している
- 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車を所有している

- ※同一人物または同一防犯登録番号、同一車両ナンバーによる同一駅内での複数の申請があった場合、後に申請した内容が有効となります。
- ※車種が異なる場合（自転車とバイクの併用）であっても、同一駅内の複数の駐輪場で定期利用することはできません。
- ※水色ナンバーのバイク（ミニカー）、電動キックボードなどは、市営駐輪場では利用できません。
- ※市外在住の人も申請できます。

当初募集

対象：4月1日(月)から定期利用を希望する全ての人(抽選)

当初募集申請期間 2月9日(金)まで

申し込み方法 ※いずれかの方法で申し込んでください。

- ①【推奨】ちば電子申請サービス ※メールアドレスが必要です。
- ②指定駐輪場（2・3面の★印）管理棟に申請書を提出（受付日時：1月20日(土)～2月9日(金)各7時～19時30分）
- ③交通政策課へ申請書を郵送（2月2日(金)まで消印有効）



ちば電子申請サービス

随時募集

対象：当初募集で落選または年度途中から定期利用を希望する人

4月1日(月)利用開始分の申請期間

3月15日(金)～20日(祝)

申し込み方法 ※いずれかの方法で申し込んでください。

- ①【推奨】ちば電子申請サービス ※メールアドレスが必要です。（受付時間：3月15日(金)7時～20日(祝)23時59分）
 - ②指定駐輪場（2・3面の★印）管理棟に申請書を提出（受付時間：7時～19時30分）
- 申請は、受付日単位で、上記①.②の順に処理、順位取りを行います。そのため同日の申請は、一律でインターネットでの申請が優先されます。
※郵送、交通政策課窓口での受け付けは行っていません。



ちば電子申請サービス

希望した駐輪場に空きがある場合

- ①使用許可の結果通知書を3月29日(金)までに発送します。
- ②指定駐輪場（2・3面の★印）の管理棟窓口で定期使用カードを受け取り、4月10日(水)までに定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

希望した駐輪場に空きがない場合

- ①待機順位が記載された結果通知書を3月29日(金)までに発送します。
- ②後日空きが生じたことで待機順位が繰り上がった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送します。
※待機中に同一駅内の駐輪場に再度申請した場合、待機は取り消されます（後に申請した内容のみ有効となります）。

5月1日(水)利用開始日以降の申請

3月21日(木)から随時受け付け

希望する駐輪場に空きがある場合は、利用開始月の前月20日までに申請してください。

申し込み方法 ※いずれかの方法で申し込んでください。

- ①【推奨】ちば電子申請サービス ※メールアドレスが必要です。3月21日(木)～12月20日(金)まで申請できます。（12月21日(土)以降は、②の方法で申請してください。）
 - ②指定駐輪場（2・3面の★印）管理棟に申請書を提出（受付時間：7時～19時30分(年末年始を除く)）
- ※郵送、交通政策課窓口での受け付けは行っていません。



市ホームページ

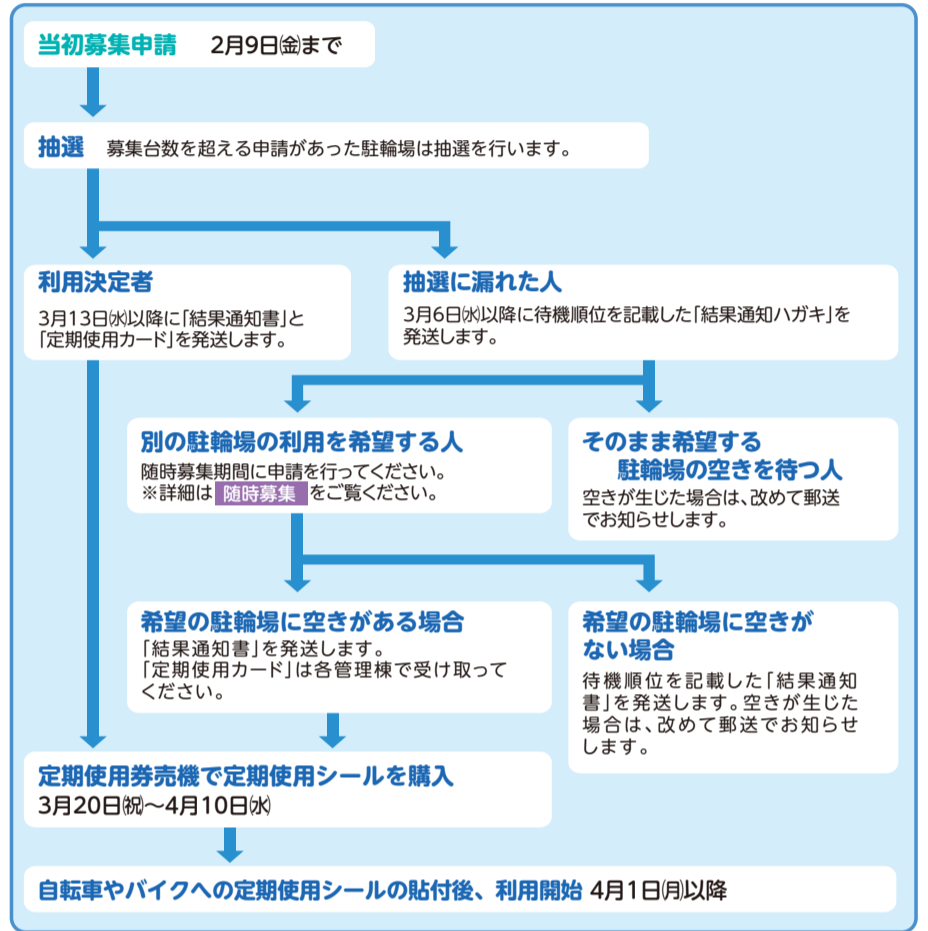
一時使用

一部の駐輪場では「一時使用コーナー」を設けています。定期使用の待機中や買い物などの際にご利用ください。

一時使用取り扱い時間

- 3月31日(日)まで毎日7時～19時30分（年末年始を除く）。
4月1日(月)以降、駐輪場ごとに異なります。
※回数券を購入した場合は、時間外でも利用できます。
- 有人管理 毎日24時間
無人管理 (機械式) ※回数券は使用できません。利用時間に応じた後払い方式です。

4月1日(月)利用開始分の申請スケジュール



定期使用料 (税込)

区分	最寄りの駅から駐輪場までの距離	屋根あり		屋根なし	
		200メートル以内	200メートルを超える	200メートル以内	200メートルを超える
自転車	一般	1,570円	1,250円	1,040円	830円
	高校生以下	1,040円	830円	730円	520円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)		2,300円	1,880円	1,780円	1,460円

- 大学生・専門学校生・予備校生は、割引の対象ではありません。
- 定期使用の原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)は、高校生以下の割引はありません。
- 生活保護世帯または障害者手帳を持っている人は、免除申請を行うことで使用料の納付が免除されます。
- 学校の夏休み期間など、駐輪場を利用しない月でも使用料を納付する必要があります。

一時使用料 (税込)

管理	区分	料金	回数券	支払場所
有人	自転車	1回100円	100円券11枚つづり 1,000円	管理棟 (前払い)
	原動機付自転車(50cc以下)・ 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	1回150円	150円券11枚つづり 1,500円	
無人 (機械式)	自転車	駐輪後2時間無料、 24時間ごとに100円	使用不可	現地精算機 (後払い)
	原動機付自転車(50cc以下)・ 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	駐輪後2時間無料、 24時間ごとに150円	使用不可	

注意事項

駐輪場は自転車などの駐車を提供するもので、自転車などをお預かりするものではありません。したがって駐輪場内における盗難、損傷、その他事故による損害については一切責任を負うことができません。盗難防止のため、複数の施錠（ツーロック）を推奨します。

自転車用ヘルメット購入費用の補助をしています。

市では自転車乗車中のヘルメット着用普及促進のために市内販売店で購入に限り、購入費用2,000円を補助しています。詳細は市ホームページをご覧ください。
市 市民安全課 ☎047-366-7341



市ホームページ

自転車保険に加入しましょう

千葉県では自転車保険への加入が義務化されています。「被害者の救済」と「加害者の経済的負担軽減」のために自転車保険に加入しましょう。詳細は県ホームページをご覧ください。
市 市民安全課 ☎047-366-7341



県ホームページ